

(実費等の負担)

第四十二条 弁護士は依頼者に対し、弁護士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、保管金、供託金、その他委任事務処理に要する実費等の負担を求めることができる。

2 弁護士は概算により、あらかじめ依頼者から実費等を預かることができる。

旧会規三七条一、二項に対応。

なお、四六条を参照されたい。

その他委任事務処理に要する実費としては、登記簿謄本交付用の登記印紙代、通訳費用、翻訳を外部に依頼した場合の翻訳料、裁判外の鑑定の費用、訴状その他の書類の用紙代、印字・印刷・コピー費用（外注した場合は明確であるが、事務所内で処理した場合にも計上できることはもちろんである）等さまざまなものがある。

(交通機関の利用)

第四十三条 弁護士は、出張のための交通機関については、最高運賃の等級を利用することができる。

旧会規三八条に対応する。

いうまでもなく、利用することができるのであって、利用しなければならないものではない。

## 第九章 委任契約の清算

### (委任契約の中途終了)

第四十四条 委任契約に基づく事件等の処理が、解任、辞任又は委任事務の継続不能により、中途で終了したときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、委任事務処理の程度に応じて、受領済みの弁護士報酬の全部若しくは一部を返還し、又は弁護士報酬の全部若しくは一部を請求する。

2 前項において、委任契約の終了につき、弁護士のみに重大な責任があるときは、弁護士は受領済みの弁護士報酬の全部を返還しなければならない。ただし、弁護士が既に委任事務の